

細則 3-1 N A S 電池の遠隔制御等を行う一般取扱所の自主保安基準

定める必要がある施設	N A S 電池の遠隔制御等（N A S 電池の所在する場所以外の場所において人が監視、制御等することをいう。以下同じ。）を行う一般取扱所
------------	---

第1 総則

当所のN A S 電池の遠隔制御等は、本編及び関係する細則によるほか、第2で定める「N A S 電池の遠隔制御等に係る基準」に基づき行うものとする。

第2 N A S 電池の遠隔制御等に係る基準

- 1 所長は、N A S 電池の遠隔制御等を危険物取扱者に行わせるか、危険物取扱者の立ち合いのもと行わせるものとする。
- 2 N A S 電池の遠隔制御等は、_____で行うものとする。
- 3 所長は、N A S 電池の遠隔制御等を行うために必要な実施基準を整備するとともに、実施基準に基づき監視、制御等が適正に行われる体制を確保するものとする。
- 4 所長は、N A S 電池で火災等が発生した場合の連絡体制（消防機関への通報を含む）及び対応体制を確保するものとする。

5 その他